第９号様式①（第５の６関係）

森林所有者1名の場合

豊かな里山林整備事業（広葉樹林再生事業）の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と森林所有者○○○○（以下「乙」という。）及び事業実施主体名称・代表者名○○（以下「丙」という。）は、豊かな里山林整備事業のうち、広葉樹林再生事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる過去に森林であった土地を広葉樹林に再生し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年　月　日まで（２０年間）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新

することができる。

（協定の対象とする土地）

第３条　協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の表示  市町村　　　　　 所 在　　　　　　　 地 番 | 面　積  （ha） | 備　　考 |
|  |  |  |

＊位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第４条　甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び豊かな里山林整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が広葉樹林再生事業実施基準により実施する森林再生整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

　２　前項の丙が実施する整備の内容は次に掲げるものであって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）の内容によるものとする。

　（１）過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生

　（２）普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

第５条　対象地について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備を乙は丙に実施させるものとする。

２　　甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙と丙が協議のうえ負担するものとする。

３　　対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。

　４　　対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第６条　この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

（１）甲の責務

ア　甲は、乙及び丙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。

（２）乙の責務

ア　乙は丙の実施する整備に協力し、その施工等に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ　協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。

ウ　甲又は丙が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。

エ　対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

（３）丙の責務

　　ア　丙は、第１条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

（災害等による損害）

第７条　甲及び丙は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象地に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

２　甲及び丙は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、その責任を負わない。

（協定の承継等）

第８条　乙は、対象地の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲丙にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方（以下「丁」という。）に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

　２　乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲及び丙

に書面で通知するものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第９条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)　対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失

したとき。

(３)　甲が要綱等に基づき、丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

（協定に違反した場合の措置）

第１０条　甲は乙が第６条の規定に違反したときは、丙に補助金の返還を求めることができる。

２　前項の場合において、丙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が

補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

３　前項の場合において、乙は第５条の整備に要した経費を丙に支払うものとする。

　なお、この場合丙は手続きに要する加算金を加えた額を乙に求めることができるものとする。

（乙の協力）

第１１条 乙は、次の事項に協力するものとする。

（１） この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。

（２） 甲又は丙が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

（疑義の協議）

第１２条　この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義の生じたときは、甲乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印して、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日　甲　秋田県

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　秋田県知事　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（　　地域振興局長扱い）

　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　丙　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

代表者　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　 　印別記第９号様式②（第５の６関係）

森林所有者数名の場合

豊かな里山林整備事業（広葉樹林再生事業）の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と委任代理人○○○○（以下「乙」という。）及び事業実施主体名称・代表者名○○（以下「丙」という。）は、豊かな里山林整備事業のうち、広葉樹林再生事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる過去に森林であった土地を広葉樹林に再生し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年　月　日まで（２０年間）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙丙協議の上、この協定を更新

することができる。

（協定の対象とする土地）

第３条　協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の表示  市町村　　　　　 所 在　　　　　　　 地 番 | 面　積  （ha） | 備　　考 |
|  |  |  |

＊位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第４条　甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び豊かな里山林整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、丙が広葉樹林再生事業実施基準により実施する森林再生整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

　２　前項の丙が実施する整備の内容は次に掲げるものであって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）の内容によるものとする。

　（１）過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生

（２）普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

第５条　対象地について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備を乙は丙に実施させるものとする。

２　　甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙と丙が協議のうえ負担するものとする。

３　　対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。

　４　　対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第６条　この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

（１）甲の責務

ア　甲は、乙及び丙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。

（２）乙の責務

ア　乙は丙の実施する整備に協力し、その施工に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ　協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。

ウ　甲又は丙が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。

エ　対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

（３）丙の責務

　　ア　丙は、第１条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

（災害等による損害）

第７条　甲及び丙は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象地に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

２　甲及び丙は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、その責任を負わない。

（協定の承継等）

第８条　乙は、対象地の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲丙にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方（以下「丁」という。）に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

　２　乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲及び丙

に書面で通知するものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第９条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)　対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失したとき。

(３)　甲が要綱等に基づき、丙に対する補助金の交付の決定を取り消したとき。

（協定に違反した場合の措置）

第１０条　甲は乙が第６条の規定に違反したときは、丙に補助金の返還を求めることができる。

２　前項の場合において、丙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が

補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

３　前項の場合において、乙は第５条の整備に要した経費を丙に支払うものとする。

　なお、この場合丙は手続きに要する加算金を加えた額を乙に求めることができるものとする。

（乙の協力）

第１１条 乙は、次の事項に協力するものとする。

（１） この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。

（２） 甲又は丙が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

（疑義の協議）

第１２条　この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義の生じたときは、甲乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書３通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印して、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日　甲　秋田県

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　秋田県知事　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（　　地域振興局長扱い）

　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

* ○ほか○○名委任代理人

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　丙　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

代表者　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　 印 協定書添付

委　　　任　　　状

（住所、氏名を記載する）を私の代理人と定め、次の権限を委任します。

１．下記表示の森林を対象として実施する広葉樹林再生事業に関する件

２．「豊かな里山林整備事業（広葉樹林再生事業）の実施に関する協定書」の締結に関する件

３．前記協定に基づく権利義務の行使に関する一切の権限

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　土地所有者

住所

氏名

土地の表示等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の表示  市町村　　　　　 所 在　　　　　　　 地 番 | | | 面　積  （ha） | 備　　考 |
|  | | |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

＊印鑑証明書の添付は不要。（押印は認印でも可）

第９号様式③（第５の６関係）

実施主体が森林所有者の場合

豊かな里山林整備事業（広葉樹林再生事業）の実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と事業実施主体名称・代表者名○○（以下「乙」という。）は、豊かな里山林整備事業のうち、広葉樹林再生事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、第３条に掲げる過去に森林であった土地を広葉樹林に再生し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図るため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、　年　月　日から　　年　月　日まで（２０年間）とする。

２　この協定の目的を達成するため特に必要がある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新

することができる。

（協定の対象とする土地）

第３条　協定の対象とする土地（以下「対象地」という。）は、次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の表示  市町村　　　　　 所 在　　　　　　　 地 番 | 面　積  （ha） | 備　　考 |
|  |  |  |

＊位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（整備の内容）

第４条　甲は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱及び豊かな里山林整備事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、乙が広葉樹林再生事業実施基準により実施する森林再生整備（以下「整備」という。）の実施に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

　２　前項の乙が実施する整備等の内容は次に掲げる整備であって、要綱等に基づく事業計画書（以下「計画書」という。）に基づくものとする。

　（１）過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生

　（２）普及啓発を図るための看板の設置

（費用の負担等）

1. 対象森林について、甲が認めた計画書の内容に基づく整備等を乙が実施するものとする。

２　　甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙が負担するものとする。

３　　対象地に対する公租公課は乙が負担するものとする。

　４　　対象地について第三者から受け取る賠償金、補償金は乙に帰属するものとする。

（当事者の責務）

第６条　この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

（１）甲の責務

ア　甲は、乙に対して、本協定の目的達成のために必要な事項について助言及び指導に努めること。

（２）乙の責務

ア　乙は、第１条の目的を踏まえ、誠意を持って適正な整備を実施すること。

イ　協定期間中は、対象地の皆伐や開発等による転用をせず、その維持管理に努めること。

ウ　甲が標柱等の設置を申し出たときは、可能な限り協力し、それを認めること。

エ　対象地の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

（災害等による損害）

第７条　甲は整備の実施中に、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害について、その責任を負わない。

２　甲は整備の実施後、火災、天災その他の事由により、対象地森林における林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、その責任を負わない。

（協定の承継等）

第８条　乙は、対象森林の所有権を移転する場合及び新たな権利関係を設定する場合には、甲にその旨を届け出るものとする。この場合において乙は、所有権の移転又は権利の設定の相手方（以下「丙」という。）に、この協定に定める権利、義務を承継させるものとする。

　２　乙は、協定期間中に所有者の氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

（特別の事情による協定の失効）

第９条　次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(１)　対象地における森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(２) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により、対象地における森林の全部又は一部が滅失したとき。

(３)　甲が要綱等に基づき、補助金の交付の決定を取り消したとき。

（協定に違反した場合の措置）

第１０条　甲は乙が第６条の規定に違反したときは、乙に補助金の返還を求めることができる。

２　前項の場合において、乙は秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱に基づき、甲が

補助した補助金相当額を甲に支払う義務を負うものとする。

（乙の協力）

第１１条 乙は、次の事項に協力するものとする。

（１） この協定期間終了後も、非皆伐に協力すること。

（２） 甲が対象地における森林を森林体験や学習活動等に使用することを乙に申し出たときには、これに協力すること。

（疑義の協議）

第１２条　この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義の生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印して、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日　甲　秋田県

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　秋田県知事　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（　　地域振興局長扱い）

乙　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

代表者　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　 印